

京都海外ビジネスセンター個人情報管理規程

(目的)

第1条 京都海外ビジネスセンター（以下、「センター」という。）は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等（以下「法令等」という。）に規定する内容を遵守するとともに、個人情報の適正な管理を図り、センターに対する信頼確保及び業務運営の公平かつ公正な遂行の確保に資することを目的として、京都海外ビジネスセンター個人情報管理規程を次のように定める。

(個人情報取扱責任者等)

第2条 センターにおいて、個人情報を取り扱う者の範囲はセンターの職員とする。

- 2 センター全体の個人情報取扱いに係る責任者として個人情報取扱責任者を置き、センター事務局長をもって充てる。
- 3 個人情報取扱責任者は、センターの職員が法令等及び本規程その他個人情報に関する規程を常に遵守していることについて確認を行うよう努めなければならない。

(個人情報の取得)

第3条 センターは、業務上必要な範囲内で、適法、かつ公正な手段によって個人情報を取得するものとする。

(個人情報の利用)

第4条 センターは、個人情報の取得の際に示した利用目的の達成に必要な範囲内で、業務の遂行上必要な範囲において利用するものとする。

(個人情報の第三者提供)

第5条 センターは、構成団体間の共同利用や業務委託先への提供の場合を除き、本人の同意なしに第三者へ個人情報の提供は行わない。ただし、法令に基づく場合、人の生命・財産の保護の必要がある場合、警察・裁判所等の公的機関への協力が必要である場合には、この限りでない。

(個人情報の適正管理)

第6条 センターは、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理するものとする。また、個人情報の漏えい等の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(個人情報の開示・訂正・利用停止等)

第7条 センターは、本人が自身の個人情報に関する開示、訂正、利用停止等を希望される場合は、誠実に対応するものとする。

(個人情報取扱いについての研修等)

第8条 個人情報取扱責任者は、個人情報を取り扱うセンターの職員に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、職員が常に本規程を遵守するよう努めなければならない。

(委託先の監督)

第9条 個人情報取扱責任者は、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、

その取扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 前項の委託を行う場合は、委託先に対して下記各号の事項を実施しなければならない。
 - (1) 委託先における個人情報の保護体制が十分であることを確認した上で委託先を選定すること
 - (2) 委託先との間で個人情報の保護に関する事項を含む契約を締結すること

(苦情処理)

第 10 条 本人の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をしなければならない。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理担当者は、個人情報取扱責任者とする。

(情報漏えい等事案への対応)

第 11 条 センターは、個人データの漏えい等の事案が発覚した場合は、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 事実関係の調査及び原因の究明
- (2) 影響範囲の特定
- (3) 再発防止策の検討及び実施
- (4) 影響を受ける可能性のある本人への通知等
- (5) 事実関係及び再発防止策等の公表
- (6) 個人情報保護委員会への報告（個人情報保護委員会規則で定める事案の場合に限る。）

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか個人情報の適正管理に関し必要な事項はセンター事務局長が定める。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。